

大田区民対象

災害ボランティア応援助成 事業のご案内



大田区社会福祉協議会イメージキャラクター あいちゃん

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター

[申請窓口]

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター

住所:大田区西蒲田7-49-2

TEL:3736-5555/FAX:3736-5590

E-MAIL:voc@ota-shakyo.jp

事業の目的

災害救助法が適用された被災地(以下、「被災地」という。)において、災害ボランティア活動を行った区民に対し、交通費等の助成をすることで、その活動を安定的かつ持続的に推進することを目的としています。

※この事業でいう「災害ボランティア活動」とは、被災地の社会福祉協議会又は地方公共団体が運営する「災害ボランティアセンター」から紹介を受けて行うボランティア活動をいいます。

事業の対象

被災地(東京23区内を除く)において災害ボランティア活動を行う者で、かつ、次にすべて該当する者を対象とする。

- (1)現に大田区に居住し、住民登録をしていること。
- (2)当該災害ボランティア活動に従事する前に、「ボランティア保険」又は「ボランティア活動保険」に加入していること。
- (3) 規程、要綱及び社協が定める他の規程等を遵守することに同意していること。
- (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年都条例第54号)に規定する暴力団と関係がある者又はそのおそれがある者ではないこと。

※以下の場合には対象外

- (1)他団体等から、本事業に相当する内容で別に助成金を受けているとき
- (2)対象の活動後30日以上経過しているとき
- (3)前各号のほか、本事業の趣旨に合致しないと認められるとき

助成対象経費と助成金上限額

助成対象経費

- (1)被災地を管轄する災害ボランティアセンターまでの移動にかかる公共交通機関の往復交通費(ただし、航空運賃のファースト・ビジネスクラス、新幹線等のグリーン車の料金分は対象外)
- (2)自動車の燃料代(給油及び充電費用、往復1回分)
- (3)高速道路の利用料(往復※申請による減免が受けられない場合に限る)
- (4)レンタカー代
- (5)宿泊費(食事代のみは対象外。ボランティア用の臨時宿泊施設など領収証の出ない場合は、拠出した費用が分かる資料が必要。)
- (6)安全に活動するための消耗品等

助成金上限額 ※「活動日数」の対象となる期間は、活動に参加した日(被災地の災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書に記載された活動日数)のみです。

活動日数	助成金上限額
1日間	5,000円
2日間	10,000円
3日間	15,000円
4日間	20,000円
5日間	25,000円
6日間	30,000円
7日間以上	35,000円



→活動日数に応じた「助成金上限額」の範囲内で、「助成対象経費(実費)」を助成

申請に必要な書類

- (1)災害ボランティア活動実績報告書及び助成金交付申請書(第1号様式)
- (2)災害ボランティア活動に伴う公共交通機関利用明細書(第2号様式)
- (3)口座振込依頼書兼口座確認書(第3号様式)
- (4)「現に大田区に居住し、住民登録をしていること」が確認できるもの
- (5)被災地の災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書
(活動日・活動日数が確認できること)の写し
- (6)助成対象となる経費を証する領収書(原本)


(1)～(3)は
事前受付時に様式
を渡します。

(4)～(6)は
申請者自身が
用意するものです。

手続きのながれ ※活動前と活動後に手続きが必要です。

手順1 申請者自身が 活動に行く ための準備 をします。	被災地の災害ボランティアセンターのボランティア受入状況を確認し、活動希望先を決定します。 また、交通手段の確保(宿泊が必要な場合は、宿泊先の確保)やボランティア保険(天災プラン)への加入手続き等、活動に行くための準備を行います。 ※ボランティア保険の加入手続きは、大田区社会福祉協議会でもできます。
---	---

手順2 大田区社会福祉 協議会で 事前申込を します。	①本事業及び大田区災害ボランティアバンク登録の説明を受けます。 ②事前受付カードを提出してください。 (氏名・住所・電話番号・ボランティア保険の加入状況・活動先※市町村名まで ・活動期間 を記載します。) ③申請書類(第1～3号様式)を受け取ります。 ④助成対象経費と助成金上限額を確認します。
--	--

手順3 注意①被災地の災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書 (活動日・活動日数が確認できること)を取得してください。 注意②助成対象となる経費の領収書を保管してください。	被災地での災害ボランティア活動 
---	---

手順4 大田区社会福祉 協議会で 申請します。	①活動終了後30日以内に、申請に必要な書類(1)～(6)を提出 してください。 ※複数月に渡って災害ボランティア活動予定の場合はご相談ください。 ※大田区災害ボランティアバンクに未登録の方は、ご登録お願いいたします。
---	---

申請書類を審査し、助成が決定したら、通知のうえ助成金が指定口座へ振り込まれます。

留意点

- (1)対象となる期間は活動に参加した日(被災地の災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書に記載された活動日数)のみです。
※現地への移動のみで、活動していない日は含みません。
- (2)複数回にわたって被災地で活動した場合は、その活動日数を合算できます。
- (3)同一年度内において一人が受けられる助成は、上限額35,000円です。